

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、三宅町長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

令和二年一月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（数値地形図修正及び地図編集）
- 二 測量の地域 磯城郡三宅町全域
- 三 測量の期間 令和二年一月八日から同年三月三十日まで